

石井鐵工所グループ人権基本方針

当社グループは、国連の「国際人権章典」（「世界人権宣言」、「市民的および政治的権利に関する国際規約」および「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」、国連の「グローバル・コンパクト」および「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、「石井鐵工所グループ人権基本方針」（以下、「本方針」という。）をここに定め、役職員を含むすべてのステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進してまいります。

1. 適用範囲・ビジネスパートナーへの期待

本方針は、当社グループのすべての役職員（契約社員・派遣社員を含む）に対し、適用されます。また当社グループは、ビジネスパートナーやその他関係者に対して本方針を遵守していただくことを期待します。

2. 適用法令の遵守

当社グループは、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守します。但し、各国・地域の法令等と国際的な人権の原則に矛盾がある場合には、現地法を遵守しながら、国際的な人権の原則を尊重する方法を追求してまいります。

3. 人権デュー・ディリジェンス

当社グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

4. 救済

当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育および訓練

当社グループは、本方針の実効性を確保するため、適切な教育および訓練を行います。

6. ステークホルダーとの対話

当社グループは、人権への負の影響に対する措置について、関連するステークホルダーと誠実に対話と協議を行います。

7. 情報開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みの推進状況について、当社ウェブサイト等にて報告してまいります。